

一般質問通告書(案)

次の件について、会議規則第60条の規定により、一般質問の通告をいたします。

(全体所要時間 60 分)

令和3(2021)年3月1日 午前 時 分 受付

広陵町議会議員 八尾 春雄 印

広陵町議会議長 坂野 佳宏 様

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p>質問事項(1) 隣地からの迷惑樹木について</p> <p><内容> 12月議会でこのことについて質問し事態の打開を図るべく取り組んでいる。生活環境課にもたびたび相談を持ちかけているが、「民と民の関係であり町には責任がない、但し協力はしたい。」との態度で埒が明かない。被害者側は司法書士に依頼してようやく加害者の氏名・住所を割り出した。交渉もお願いしたところ、関係者の1人から「分割であれば伐採費用の負担に応じてもよい」との回答があり手続きを進めてもらっている。</p> <p>① 相手の回答には担保性がない。民と民の争いごとであっても、今回のような一見明白な加害の事実があり、加害者がもし費用の負担に応じない場合には、被害者への何らかの救済制度が必要にならないか。町の対応は理不尽である。</p> <p>② 町の方針は「相手の対応に不満であれば裁判に持ち込め」という意味か。</p>	町長
<p>質問事項(2) 広報こうりょうの編集方針について</p> <p><内容> 広報こうりょう1月号に関わり、情報公開制度に基づき「令和2年度広報こうりょう編修方針」の開示を求めたところ、令和3年1月21日<広秘人第189号>において情報不存在通知書を受け取った。</p> <p>① 町内13000世帯にもれなく配布する町の公式媒体である広報こうりょうについて「編修方針が存在しない」とはどんな事情か。俄かに信じがたい。</p> <p>② 最終決済は町長が行ったとの説明を受けたが、押印欄は黒塗りで確認できなかった。町長は確かに最終決済を行ったか。記事には萱野区長の活躍ぶりが特集されている。萱野区長は町会議員でもある。これまで議会は議員の地位利用を疑われることをなくしたいとの思いから区長と兼任することをやめる申し合わせがある。今回の記事は、町の広報において、一議員の活動を特別に評価することとなり、均衡を欠くと思わないか。</p>	町長
<p>質問事項(3) 第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画について</p> <p><内容> 標準保険料について、当初は月額5889円と試算し、「100円未満の端数については基金を取り崩して対応する意向」であったが、議案では1億1000万円の基金全額を取り崩して保険料の上昇を抑制する方針が示したのは賢明な対応である。しかしなお400円の引き上げは行いたいとの意向である</p>	

<p>① コロナ禍のもとで国保税にしても(国保税の据え置き方針は歓迎する)介護保険料にしても引き上げは避け、せめて据え置いて欲しいというのが住民の切なる願いである。この願いにどのように応えるのか。</p> <p>② 具体的な試算をしたい。現在12段階の介護保険料を見直し、標準保険料までの比較的低額所得層には変更なしとし、標準保険料を超える比較的高額所得層には累進料金制を導入して、その所得にふさわしい新たな介護保険料を設定してはどうか。20段階ぐらいまで設定できないか。</p> <p>③ 介護保険特別会計に、「法定外の一般会計からの繰入はできない」と担当部局は説明してきた。どの法律の第何条において規定しているか。</p>	町長
<p>質問事項(4) 箸尾準工業地区の開発工事について</p> <p><内容> 奈良県は周知の遺跡発掘に関して次のように公示している</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・開発面積が10,000平方メートルを超える場合、遺跡有無確認踏査願を当該市町村文化財担当窓口へ提出してください。</p> <p>・開発する土地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」にあたる場合、工事の60日前までに当該市町村文化財担当窓口へ発掘届を提出してください。(注意)官公庁やその関連法人が「周知の埋蔵文化財包蔵地」を開発される場合は、上記の発掘届とは別の手続(発掘通知)が必要です。</p> </div> <p>① 奈良県遺跡地図 WEB(別紙参照)では、箸尾準工業地区の開発エリアに周知の遺跡が存在しているところがある。所定の手続きは行ったか。</p> <p>② 令和3年度一般会計予算に費用の一部が計上されている。説明を求める。</p>	町長 &教育長
<p>質問事項(5) マイナンバーカードの申請手続きについて</p> <p><内容> 広陵町では、いまだ22%の住民しか取得していないマイナンバーカードについて、取得率を何とか高めようとしてか、この度拙宅に「地方公共団体情報システム機構(東京都千代田区1番地25)」より「マイナンバーカード交付申請書」が郵送されてきた。この団体は何者か、得体が知れない。</p> <p>① 申請宛には「広陵町長宛(地方公共団体情報システム機構)」と表記してある。郵送先は日本郵便(株)川崎東郵便局の私書箱とのことだ。経緯を説明願いたい。この団体に町が手続きを委託したのか。</p> <p>② マイナンバーカードをはじめとして、個人情報の漏洩を心配する人々からは「EU一般データ保護規則」GDPR(General Data Protection Regulation)が目目されているとのことである。研究したか。不当な情報収集を防止するシステムも必要ではないのか。</p>	町長
<p>お願い: 第一回目の質問は7分を予定している。町の答弁は15分程度におさめてもらいたい。</p>	